

休眠預金等活用法に係る預金等共通規定

沼津信用金庫

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（休眠預金等活用法）」により、預金等のうち長期間入出金取引等の異動がない預金等口座については、最終異動日等から10年6ヶ月を経過する日までに電子公告を行ったうえで、預金保険機構に移管する。

なお、預金等が移管された場合においても、口座名義人である本人からの請求により、いつでも払戻しをすることができる。

【休眠預金等の定義】

1 「休眠預金等」とは

長期間入出金の取引等の異動がない預金等口座のことを「休眠預金等」といいます。

最終異動日から10年を経過した預金等を、長期間異動がない「休眠預金等」として取扱いをします。

なお、預金等には、普通預金、定期預金、定期積立金等の預金保険法の付保対象となる預金を指します。

2 「最終異動日等」とは

休眠預金等活用法第2条第5項に規定する以下のa.～d.のうち最も遅い日が最終異動日となります。

a. 異動が最後にあった日

「法律で定めるすべての金融機関共通の「異動事由」ならびに「金融機関により異なる認可を受けることにより「異動事由」とするもの」が該当し、異動事由に該当する日のうち、最も遅い日。

b. 将来において権利の行使が期待される事由のある預金等については、権利の行使が期待される日。当金庫が権利の行使が期待される日として取扱いをするものに以下のものがあります。

①年金の受給手続に際し受取口座に指定した普通預金口座、または投資信託（特定口座）口座に設定された当座・普通預金口座で、当該入出金が行われた日または行われなかったことが確定した日。

②定期預金または定期積金の（初回）満期日、または満期案内等通知発送日の属する期間の末日。

③強制執行、仮差押え等の対象となり、当該手続が終了した日。

c. 当金庫から預金者等に対して当該預金等にかかる通知を送達した日

当該通知が預金者等に到達した場合に限る。但し、通知発送後1ヶ月返送がなければ到達したとみなします。

d. 当該預金が預金等に該当することとなった日預金等にかかる契約日等が該当します。

3 「異動」とは

当金庫における「異動」とは以下の事由が該当します。

(1) 法律で定めるすべての金融機関共通の異動事由（休眠預金等活用法第2条第4項1号）

a. 入金または出金

b. 振込入金または振込による出金

c. 口座振替による債権額の異動

d. 手形または小切手の提示等、第三者からの支払の請求

e. 預金者等からの公告の対象となっている預金等に対する情報提供の求め

(2) 金融機関により異なる認可を受けることにより「異動事由」とするもの（休眠預金等活用法第2条第4項2号）

当金庫が認可を受けた異動事由は次頁のとおりです。

| 預金等の種類 | 認可を受けた事由 |
|---------------------------------------|---|
| 当座預金（一般） | 下記②（a）、（f）ならびに、（g）に掲げる事由 |
| 当座預金（専用約束手形口） | 下記②（f）ならびに、（g）に掲げる事由 |
| 普通預金（無利息型含む） | 下記①、②、③に掲げる事由 ※①は証書を除き、且つ、窓口端末での記帳時に記帳する取引が無い場合を除く ※②は（a）（b）（e）（f）ならびに（g）に掲げる事由のみ |
| 普通預金（後見支援預金） | 下記①、②に掲げる事由 ※①は証書を除き、且つ、窓口端末での記帳時に記帳する取引が無い場合を除く ※②は（f）ならびに（g）に掲げる事由のみ |
| 貯蓄預金 | 下記①、②に掲げる事由 ※①は証書を除き、且つ、窓口端末での記帳時に記帳する取引が無い場合を除く ※②は（a）（f）ならびに（g）に掲げる事由のみ |
| 納税準備預金 | 下記①、②に掲げる事由 ※①は証書を除き、且つ、窓口端末での記帳時に記帳する取引が無い場合を除く ※②は（f）ならびに（g）に掲げる事由のみ |
| 通知預金 | 下記①、②に掲げる事由 ※①は窓口端末での記帳時に記帳する取引が無い場合を除く ※②は（c）（f）ならびに（g）に掲げる事由のみ |
| スーパー定期預金 （自由金利型定期預金M型） （自動継続含む） | 下記①、②、③に掲げる事由 ※①は窓口端末での記帳時に記帳する取引が無い場合を除く ※②は（d）（e）（f）ならびに（g）に掲げる事由のみ |
| 自由金利型定期預金（大口定期預金） （自動継続含む） | 同上 |
| 変動金利定期預金（自動継続含む） | 同上 |
| 期日指定定期預金（自動継続含む） | 同上 |
| 定額複利預金（自由金利型定期預金M型） （自動継続含む） | 同上 |
| 定期積金（スーパー積金） | 下記①、②に掲げる事由 ※①は窓口端末での記帳時に記帳する取引が無い場合、及び、繰越を除く ※②は（f）ならびに（g）に掲げる事由のみ |

①預金者等の申出による預金通帳又は証書の発行（再発行含む）、記帳（記帳する取引がない場合は除く）若しくは繰越。

②預金者等の申出による次に掲げる契約内容、または顧客情報の変更。

- (a) キャッシュカードの再発行
- (b) カードローン契約の終了
- (c) 解約予定日の設定・変更
- (d) 方式変更（通帳式から証書式または通帳式、証書式から通帳式への変更）
- (e) 総合口座への組入・組入解除（平成31年3月1日以降のものに限ります）
- (f) 別紙に掲げる注意コードの設定・解除
- (g) 顧客情報の変更（「氏名変更」「住所変更」に限る）

③総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、法律で定めるすべての金融機関共通の異動事由及び①～③に掲げる事由の全部又は一部が生じたこと。

[規定の変更]

1. この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
2. 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当金庫ホームページまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
3. 前二項による変更は、公表の際に定める制定日または改定日から適用するものとします。

以上
(令和2年4月現在)